

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）について（ 令80条の3 ）

1. 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域です。

2. 検討している敷地が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されているか

土砂災害警戒区域の指定状況は、東京都のホームページで確認することができます。

検討している敷地が土砂災害警戒区域内かの詳細につきましては、東京都ホームページ「土砂災害警戒区域等マップ」の公示図書をご参照ください。

<検索キーワード>東京都 土砂災害警戒区域等マップ

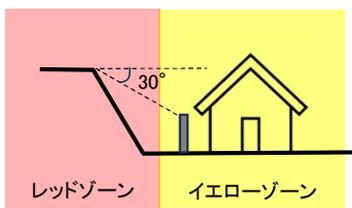
土砂災害警戒区域線の正確な位置を確認したい場合は、東京都建設局南多摩東部建設事務所にお問い合わせください。

<検索キーワード>南多摩東部建設事務所 お問い合わせ先

3. 建築物の構造規制

敷地が土砂災害警戒区域に含まれている場合、令第80条の3および平成13年国土交通省告示第383号に適合する必要はありません。ただし、構造規制の対象外であっても、2mを超えるがけがある場合は建築基準法や東京都建築安全条例による規制の対象となる場合があります。

例) 居室を含む建築物が土砂災害警戒区域内にあり、令第80条の3および告示第383号に適合する必要はないが、東京都建築安全条例第6条により制限がかかる場合。



東京都建築安全条例6条 安息角の対応につきましては町田市ホームページ「がけの取り扱い」をご参照ください。

・町田市ホームページ: 建築基準法の取り扱い がけの取り扱い

[トップページ](#) > [暮らし](#) > [住まい・道路](#) > [都市づくり](#) > [建築行為関係](#) > [建築基準法等の取り扱い基準](#)

関係法令	法第19条、令第80条の3、平成13年国土交通省告示第383号、東京都建築安全条例第6条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)
------	---

参 考